

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
10月18日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
道路の位置の指定(建築指導課).....
- 特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(住宅課).....
- 公告  
大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....



### 山口県告示第五百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十月十八日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市清瀬町一丁目二二の二、二二の三及び二二の七	幅員 (メートル) 四・〇～四・五	延長 (メートル) 五四・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一三三九・三一
------------------------------------	-------------------------	----------------------	--------------------------------------

### 山口県告示第五百六十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、安岡駅前県営住宅新築工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 安岡駅前県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 下関市安岡駅前一丁目四九九番一
- (二) 工事の概要

構	造	延べ面積	戸数
鉄筋コンクリート造	地上七階建	二、四八九平方メートル	三五戸

#### 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
  - 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 共同企業体の代表者の平成十七年十月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

#### 三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評価値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年十月二十八日から同年十一月二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十一月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。



(五六六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年五月二十日山口県公告(二九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ防府店  
所在地 防府市高倉一丁目三番三二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年六月七日山口県公告(三二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十月十八日から同年十一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所、山口市阿知須総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新山口新幹線名店街  
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成十七年十月十八日印刷  
平成十七年十月十八日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)